

(別 記)

・**選定の方針**

建設地に所在地を有する次の条件に合致するガス供給事業者から、希望供給事業者を公募し、抽選により供給事業者を決定する。(建設地にガス供給事業者が有しない場合は、隣接市町村まで範囲を拡大する。)

・**選定の条件**

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条に基づく液化石油ガス販売事業の登録を受けている者で、岩手県出納局の「令和5・6・7年度競争入札参加資格者名簿(物品の製造の請負・物品の売買)」登載のガス販売業者で中小企業の格付業者であり(社)岩手県高圧ガス保安協会の会員業者とする。

・**覚え書**

「応急仮設住宅(〇〇地区)ガス供給に係る覚え書」による。

・**その他(共通)**

液化石油ガスポンベは、ガス供給事業者の負担とする。

※「特定ガス発生設備」とは、ガスポンベ庫内における設備(容器、集合装置類、庫内の供給管)及び安全標識等とする。

(一団地の住戸が70戸未満の場合)

応急仮設住宅(〇〇市〇〇地区)ガス供給に係る覚え書

岩手県知事(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社(以下「乙」という。)は応急仮設住宅(〇〇市〇〇地区)に供給するガスについて、抽選の結果、供給業者に決定したので覚え書を締結する。

(供給範囲)

建築場所：

建築概要：(木造平屋建て●棟●戸)

入居予定：(令和●年●月●日から)

(供給業者選定の趣旨)

ガス供給業者の選定は、入居開始前にガス供給事業者を決定し、入居時に円滑なガスの供給が行われるようにするためであり、決定業者がガス供給の権益を取得したものではないこと。

応急仮設住宅(〇〇市〇〇地区)の入居者の総意をもって乙以外のガス供給業者にガスの供給を依頼した場合は、乙はこれに応じなければならない。

(供給事業者の責務)

ガス供給事業者は、ガス工作物の維持及び運用に関する保安を確保し、低廉な価格のガス供給に努めるものとする。

液化石油ガスボンベは、ガス供給事業者の負担とする。

(その他)

この覚え書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。

この覚え書の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩手県知事 達増 拓也

印

乙 住 所
氏 名

印